【一般課税】（手書の方用）

消費税課税事業者は、勘定科目が税率毎に区分されていないと消費税の申告書を作成することができません。確定申告の際は必ず本用紙に記入の上お越しください。

勘定科目			決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの B	課税取引金額 (A－B) C	R1.9.30以前 うち旧税率８％適用分 D	R1.10.1以後 うち軽減税率８％適用分 E	R1.10.1以後 うち標準税率10％適用分 F
売上(収入)金額(雑収入を含む)		①						
売上原価	期首商品棚卸高	②						
	仕入金額	③						
	小計(②＋③)	④						
	期末商品棚卸高	⑤						
	差引原価(④－⑤)	⑥						
差引金額(①－⑥)		⑦						
経費	租税公課	⑧						
	荷造運賃	⑨						
	水道光熱費	⑩						
	旅費交通費	⑪						
	通信費	⑫						
	広告宣伝費	⑬						
	接待交際費	⑭						
	損害保険料	⑮						
	修繕費	⑯						
	消耗品費	⑰						
	減価償却費	⑱						
	福利厚生費	⑲						
	給料賃金	⑳						
	外注工賃	㉑						
	利子割引料	㉒						
	地代家賃	㉓						
	貸倒金	㉔						
		㉕						
		㉖						
		㉗						
		㉘						
		㉙						
		㉚						
	雑費	㉛						
	計	㉜						
差引金額(⑦－㉜)		㉝						
各種引当金・準備金等 繰戻額等	貸倒引当金	㉞						
		㉟						
		㊱						
	計	㊲						
各種引当金・準備金等 繰入額等	専従者給与	㊳						
	貸倒引当金	㊴						
		㊵						
		㊶						
	計	㊷						
青色申告特別控除前の所得金額 (㉝＋㊲－㊷)		㊸						
青色申告特別控除		㊹						
所得金額(㊸－㊹)		㊺						